

# 福祉生活病院常任委員会資料

(平成26年8月21日)

## 【 件 名 】

- 1 指定通所介護事業所（デイサービス）等で提供する宿泊サービスの事業の人員、  
設備及び運営に関するガイドライン案について (長寿社会課)・・・1
- 2 一般社団法人明友会の訴えの変更許可申立てについて (長寿社会課)・・・3
- 3 認知症高齢者等SOS・サポートネットワーク推進連絡会議について (長寿社会課)・・・4
- 4 徳島県台風11号・12号大雨災害に係る鳥取県災害ボランティア隊の派遣に  
ついて (長寿社会課)・・・5
- 5 あいサポート・アートとっとりフェスタ「オープニングセレモニー」の開催結果等  
について (全国障がい者芸術・文化祭課)・・・7
- 6 鳥取県認定こども園に関する条例の改正（幼保連携型認定こども園の認可基準）の  
パブリックコメントの実施結果について (子育て応援課)・・・13
- 7 鳥取砂丘こどもの国レールトレインの脱輪事故について (子育て応援課)・・・15
- 8 平成25年度鳥取県毒物劇物取扱者試験問題の誤りについて (医療指導課)・・・17
- 9 「鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例」の一部改正に伴うパブリックコメントの  
募集について (医療指導課)・・・18

福祉保健部

# 指定通所介護事業所（デイサービス）等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関するガイドライン案について

平成 26 年 8 月 21 日  
長 寿 社 会 課

## 1 概 要

昨年 1 2 月の調査により、本県では 6 7 のデイサービス事業所で自主宿泊事業を行われていることが明らかとなった。この自主宿泊事業に関し、8 月 1 日にガイドライン案を公表するとともに、パブリックコメントを募集し、ご意見をお聞きしております。（8 月 2 5 日まで）

## 2 ガイドライン案

### (1) 基準の考え方

小規模多機能型居宅介護事業所の厚生労働省令の指定基準等に準じる。小規模多機能型居宅介護事業所の基準がない場合には、短期入所生活介護の厚生労働省令の指定基準等に準じる。防火対策等、安全確保については、建築基準法、消防法、旅館業法及び福祉のまちづくり条例の遵守を求める。

### (2) 具体項目

区 分	基 準 (案)	考 え 方
基 本	建築基準法の用途変更届の提出	建築基準法 住宅を通所介護事業所に変更した場合、建築基準法の用途変更届の提出が必要。届出により、間仕切壁若しくはスプリンクラー等、防火対策等が図れる
宿 泊	連続宿泊 30日まで	ガイドライン 介護保険法省令に基づき県条例で定める短期入所生活介護の基準に準じる（利用者が連続して30日を超えて短期入所生活介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた短期入所生活介護については、報酬算定しない。）
	総宿泊日数 利用者ごとに、要介護認定又は要支援認定期間日数の概ね半数を超えないこと	ガイドライン 介護保険法省令に基づき県条例で定める短期入所生活介護の基準に準じる（利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、（中略）要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。）
	宿泊者 要介護度 3 以上の者の宿泊は、宿泊者数の 2 分の 1 未満とすること。（スプリンクラーを設置している場合を除く）	消防法 消防法（H27. 4. 1改正施行） 〔要介護度 3 以上の者が 2 分の 1 以上宿泊する場合は、スプリンクラーが必要等〕
	宿泊定員 デイサービスの利用定員の 40 % 以内とし、宿泊定員を運営規程で定めること	ガイドライン 通所介護の利用者 1 名当たりの面積 3 m <sup>2</sup> に対し、小規模多機能型居宅介護の利用者 1 名当たりの面積 7. 4 3 m <sup>2</sup> で除した割合
職 員	夜間配置 介護職員（又は看護職員）として、宿泊人数 9 人ごとに夜勤 1 名以上を配置	ガイドライン 介護保険法省令に基づき市町村条例で定める小規模多機能型居宅介護（宿泊対応時）の人員基準に準じる
	看護職員 デイサービス時間帯を含めて、従業者のうち 1 名以上は看護職員であること	ガイドライン 介護保険法省令に基づき市町村条例で定める小規模多機能型居宅介護の人員基準に準じる

区分	基準 (案)	根拠	考え方
設備	原則個室とする。(個室提供が困難な場合は、パーティション等により、プライバシーが確保できる状態とすること) また、1人当たり床面積は7.43㎡以上とすること	ガイドライン	介護保険法省令に基づき市町村条例で定める小規模多機能型居宅介護(原則個室)の人員基準に準じる
利用階	2階以上の宿泊は原則不可(建築基準法、消防法及び福祉のまちづくり条例に適合している場合は可)	ガイドライン	介護保険法省令に基づき県条例で定める短期入所生活介護の基準に準じる
衛生安全	旅館業に必要な衛生管理設備を設けること	旅館業法	衛生措置の基準を管理するため、旅館業の許可を取得すること

### 3 今後の対応予定

平成26年8月1日～25日 パブリックコメント

平成26年10月 ガイドライン施行

平成27年 1月 お泊まりデイサービスに関する報告受付、県HP上で公表開始

# 一般社団法人明友会の訴えの変更許可申立てについて

平成26年8月21日  
長寿社会課

現在県と争っている一般社団法人明友会（理事長：村田孝明）は、平成26年7月30日付けで裁判の目的たる請求を「県の指定処分の不作為による国家賠償法に基づく損害賠償請求に変更する」旨の許可申立てを鳥取地方裁判所（以下「鳥取地裁」という）に行った。

これに対し、県は変更を許可をすべきではないとの意見書を平成26年8月14日付けで提出したので報告する。

## 1 訴えの変更許可申し立ての内容

### (1) 請求の趣旨

原告(明友会)は被告(鳥取県)に対し、介護保険法に基づく事業所指定申請に対する処分を留保(H23.12.2の指定申請からH25.1.29の指定拒否処分までの間)し続けた事による損害について賠償請求を行う。

- ア 被告(鳥取県)は原告(明友会)に対し、金23,210,825円及び、その内金21,210,825円に対する平成25年1月29日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- イ 訴訟費用は被告の負担とする。

### (2) 追加された主張の内容

明友会は、「一部の県議から県等に政治的圧力が加えられ、県の判断が歪められた結果、違法な指定処分の留保がなされた」と、新たに主張。

### (3) 県が変更を認めない理由

明友会が申し立てた目的たる請求の変更は、「請求の基礎に変更がない」との要件を満たさず、また「損害賠償その他の請求に変更することが相当」とも認められないため。

#### 【行政事件訴訟法】

第21条第1項 裁判所は、取消訴訟の目的たる請求を当該処分又は判決に係る事務の帰属する国又は公共団体に対する損害賠償その他の請求に変更することが相当であると認めるときは、請求の基礎に変更がない限り、口頭弁論の終結に至るまで、原告の申立てにより、決定をもって、訴えの変更を許すことができる。

## 2 これまでの主な経緯

H23.12.2	中部総合事務所に、明友会から「オアシス倉吉」にかかる指定申請書が提出される。県は指定を保留。
H24.10.4	明友会が鳥取地裁に提訴（「指定処分を求める」「仮の義務付けを求める」の2本）
H25.1.29	県は指定の拒否処分を決定。（明友会はこれに合わせ訴因を変更）
H25.7.30	鳥取地裁が県に、指定を仮に義務付ける命令を決定
H25.8.6	県は即時抗告を行うとともに、命令に基づき明友会の通所介護事業等を「仮に指定」
H25.12.20	広島高裁松江支部が、鳥取地裁の行った仮の義務付け命令の取り消しを決定
H25.12.27	明友会が最高裁に特別抗告を行うとともに、許可抗告を申立て
H26.1.22	県は「オアシス倉吉」に対し行っていた「仮の指定」を取消
H26.4.4	明友会及び村田實氏が、「オアシス倉吉」に関する建物及び土地をアクア株式会社に売却
H26.6.4	県はアクア株式会社の通所介護事業所「アクアサロン福守」を指定。
H26.7.30	明友会が、鳥取地裁に取消訴訟の目的たる請求を損害賠償請求に変更する訴因変更申立て

# 認知症高齢者等SOS・サポートネットワーク推進連絡会議について

平成26年8月21日

長寿社会課

行方不明となった認知症高齢者等の早期発見や認知症高齢者の事故の防止等のため、また広域連携体制を構築するため、認知症高齢者等SOS・サポートネットワーク推進連絡会議を開催しましたので、その概要について報告します。

## 1 開催日時等

平成26年7月8日(火) 10時30分～12時、とりぎん文化会館 第3会議室

## 2 参加者

警察本部、市町村高齢者福祉担当課長、地域包括支援センター職員 計48人

## 3 協議内容

- (1) 認知症による行方不明者の現状と今後の行方不明者に係る対応
- (2) 認知症による行方不明高齢者の捜索に係る県内市町村の状況と課題及び今後の対応
- (3) 県の新規事業（認知症高齢者ご近所応援団結成支援事業）について
- (4) その他：各市町村の認知症による行方不明高齢者に係る取組状況等

## 4 概要及び今後の対応

- ・行方不明が発生した場合に、警察、市町村、県（長寿社会課）の対応について、時間の経過（初動及び未解決事案については経過時間24時間と72時間）に応じておおまかなルールを作った。
- ・詳細をマニュアルに定め、運用していく。現在、JRなどと調整中であり、各協力機関との調整結果を反映する。

### <主なルールの内容>

区分	対応
初動	従来の警察の捜索、警察からバス・タクシー事業者への協力依頼、市町村による防災行政無線を活用した捜索協力依頼、必要に応じた隣接市町村への協力依頼に加え、新たにJRへの協力依頼（調整中）と全市町村においてあんしんトリピーメールの活用を働きかける。
行方不明届受理24時間後	・未解決事案について警察から県（長寿社会課）へ情報を提供する。 ・県は県内市町村へ情報提供し、防災行政無線での放送により協力を依頼する。 ・県はケーブルテレビ等により捜索協力を呼びかける。（調整中） ・該当市町村は、不明時の状況を踏まえ、防災ヘリによる捜索を検討する。
行方不明届受理72時間後	・県は、未解決事案について、随時警察に状況を確認する。 ・県は、周辺県へ情報を提供し、協力を依頼する。 ・該当市町村へ状況を提供し、対応を検討する。

- ・行方不明となった場合に、警察に行方不明届を出すことをためらう家族が多いため、家族に対し「一刻も早く警察へ相談や捜索を依頼すること」を県、市町村で啓発していく。

# 徳島県台風11号・12号大雨災害に係る鳥取県災害ボランティア隊の派遣について

平成26年8月21日

長寿社会課

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）では、徳島県の台風11号及び12号による大雨被災地に県民の方々から募集した鳥取県災害ボランティア隊を下記のとおり派遣しました。

記

## 1 派遣の概要

(1) 派遣場所 徳島県那賀郡那賀町（なかちょう）

(2) 派遣期間 8月17日（日）から20日（水）

### 【主な行程】

8月17日（日） 出発式（県立福祉人材研修センター（鳥取市））

移動 ※ 災害ボランティアバスで移動

那賀町災害ボランティアセンターにて被災地に関する情報の確認

8月18日（月）～19日（火）

終日 災害ボランティア活動（徳島県那賀町）

（活動内容：民家の屋内及び敷地内の家財道具の移動、片付け、掃除等）

8月20日（水） 午前中 災害ボランティア活動（徳島県那賀町）

（活動内容：民家の屋内及び敷地内の家財道具の移動、片付け、掃除等）

移動 ※ 災害ボランティアバスで移動

到着（県立福祉人材研修センター（鳥取市））・解散

(3) 派遣人数 12名

・ボランティア10名（うち過去の鳥取県災害ボランティア隊経験者5名）

・隊長及び副隊長2名（県社協職員1名、鳥取県長寿社会課職員1名）

※ 男女別人数 男性12名、女性0名

※ 最高齢73歳、最若年16歳（県立境港総合技術高校、国立米子工業高専の学生2名）

## 2 被害の状況

○大雨の状況（那賀町総雨量）：台風12号（8/1～8/6）598.5mm、台風11号（8/7～8/13）731.5mm

○人的被害（8月13日現在）：無

○住家被害（8月13日現在）：床上浸水257棟、床下浸水116棟

## 3 活動の概要

○活動の場所は、台風11号の大雨による河川氾濫によって浸水被害のあった鷺敷（わじき）地区。

○活動内容は、主に浸水被害のあった民家の家財道具の運び出し、床下の消毒、屋内の清掃・整理等。

○盆休みが終わった途端、ボランティアが激減したため、被災地の方々からたいへん喜ばれた。

## <京都府福知山市への鳥取県災害ボランティア隊派遣>

8月15日からの大雨被害のあった京都府福知山市に向けて鳥取県災害ボランティア隊を派遣予定。

募集期間は8月19日から21日で、派遣期間は8月22日（金）の1日間。

## <参考：県社協による「鳥取県災害ボランティア隊」派遣実績>

○災害があった場合、県社協が被災地のボランティアニーズ等の情報収集を行い、必要に応じて「とっとりボランティアバンク」の登録者を中心に募集し、「鳥取県災害ボランティア隊」を派遣。

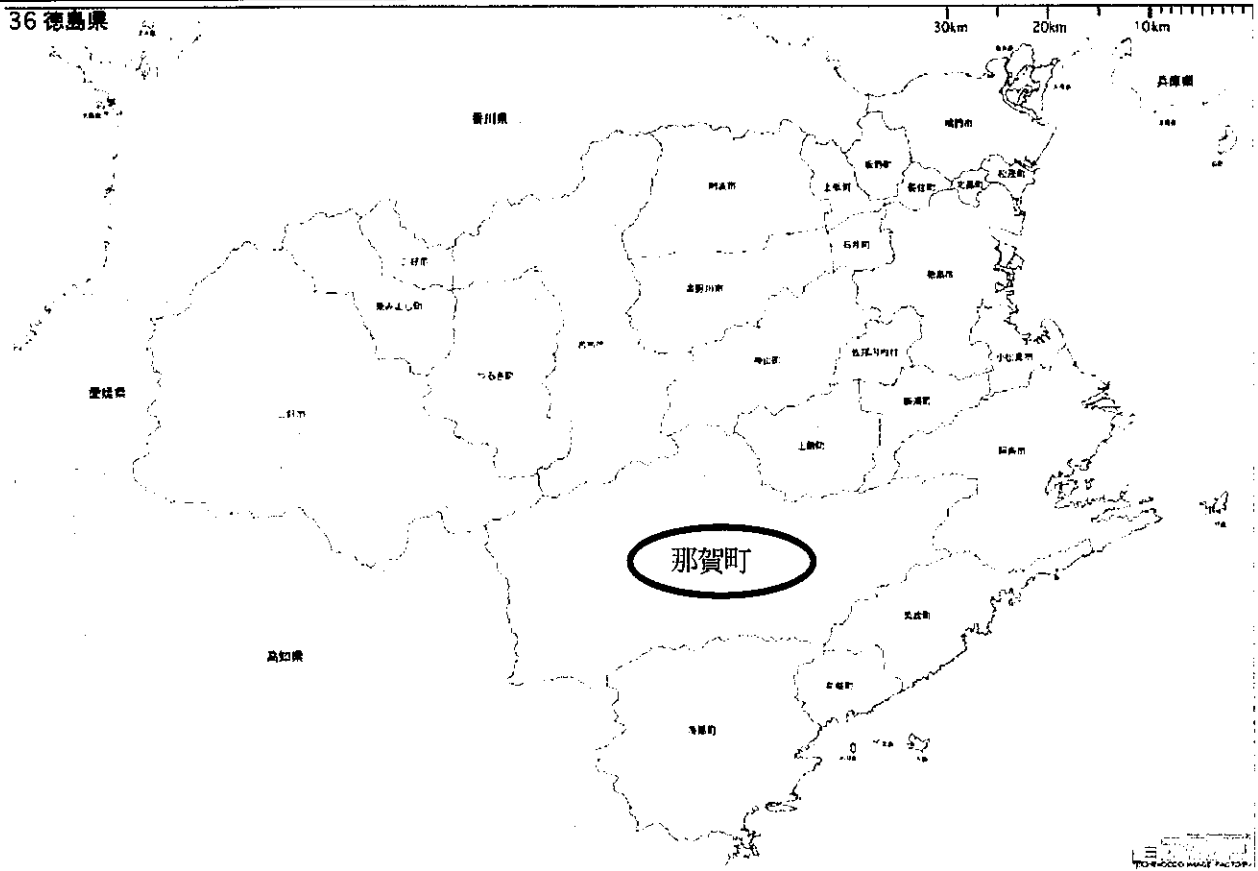
※とっとりボランティアバンク登録者：124名（平成26年7月31日現在）

### 【過去の派遣実績】

	回数	派遣人数
東日本大震災関連（宮城県石巻市）	5回	137名
平成23年台風12号（和歌山県古座川町）	1回	17名
平成24年九州北部豪雨災害（熊本県阿蘇市）	1回	16名
平成25年山口県大雨災害（山口県萩市）	2回	30名
平成25年島根県豪雨災害（島根県浜田市）	1回	12名
合計	10回	212名

※ 派遣人数には、県及び県社協スタッフを含む。

徳島県那賀町の位置



徳島県台風11号・12号大雨災害の被害状況及び「鳥取県災害ボランティア隊」の活動



浸水被害のあった家財道具の廃棄場



河川氾濫により破壊されたビニールハウス



濡れた家財道具の運び出し



屋内（流し台）の清掃

## あいサポート・アートとっとりフェスタ「オープニングセレモニー」の開催結果等について

平成26年8月21日  
全国障がい者芸術・文化祭課

### 1 オープニングセレモニーの開催結果

7月12日(土)にあいサポート・アートとっとりフェスタ「オープニングセレモニー」を開催しました。

- 1 日時 平成26年7月12日(土) 12時00分から19時00分まで
- 2 場所 とりぎん文化会館
- 3 出演者 日野高校・県立米子養護学校(荒神神楽)  
あいサポート大使(開会宣言)  
世紀マーチングバンドクラブ(開会マーチングバンド)  
岩美かたつむり工房・佐治ふれあい作業所ベル6(ステージ発表1・ハンドベル)  
小さき花園幼稚園・鳥取グランマ倶楽部(ステージ発表2・ふるさと手話合唱)  
もう中学生(段ボールアートプロジェクト発表)  
Paix 2(ペペ)(メッセージコンサート)  
宮川大助・花子(漫才&トーク)  
ハンドサイン(ビデオメッセージ)  
梯剛之(ピアノリサイタル)

### 4 入場者数

会場	内容	入場者数(実人員)
梨花ホール	オープニングセレモニー	1,944人
"	梯剛之ピアノリサイタル	620
フリースペース	スイーツフェア	1,000
第1会議室	バリアフリー映画	59
第2会議室	体験コーナー	432
第4会議室	スポーツレクリエーション	148
計		4,203(延べ人数)

※重症心身障がいなどの重度障がい者 6人以上参加

### 5 障がい者等への配慮(各ステージイベント共通)

- ・車いす席、情報保障席を確保するとともに、障がい者、高齢者、妊婦など配慮を必要とする者へのハートフル入場口を設け、優先的に入場していただいた。
- ・手話通訳、要約筆記、音声ガイドを実施した。
- ・会場に来ることができない重度の障がい者等のために、当日、インターネットによる生中継を行った。
- ・重症心身障がい児・者には、お越しになってから帰られるまで、一人に一人の専属ボランティアが同行し必要な配慮を行った。
- ・救護室には、普段から重症心身障がい児・者への対応を行っている看護師を配置し、適切な対応を行った。
- ・主要駅から会場までのシャトルバス(低床バス)を運行した。※展示会の場合は、車いす乗車可能なジャンボタクシーを運行する。



## 6 アンケート結果

(1) 回答数 80人

(2) 障がいの有無 ある17人(21%)、ない56人(70%)、不明7人(9%)

(3) 満足度 満足55人(69%)、やや満足17人(21%) ※約9割の方が満足された  
普通 8人(10%)、やや不満 0人、不満 0人

### (4) 感想

- ・テーマソングが良かった。会場内だけでなく、手話の映像とともに何度も流してはどうか。
- ・とても楽しかった。もっと障がい者が知ってもらえたらと思う。
- ・障がいのある人、ない人が手を取り合える社会になればと思う。
- ・障がいのある人もみんな仲良く楽しく明るく生きれる鳥取県であることを願う。
- ・あいサポート運動を通じて、お互いを支え合い、やさしい地域社会が実現できればと思う。



## 2 瑞宝太鼓～幸せの太鼓を響かせて～の開催結果

8月9日(土)にあいサポート・アートとっとりフェスタ「瑞宝太鼓～幸せの太鼓を響かせて～」を開催しました。

1 日時 平成26年8月9日(土) 12:00～17:00

2 場所 倉吉未来中心 小ホールほか

3 出演者 細川佳代子(トークショー)

瑞宝太鼓(太鼓演奏)

打吹童子ばやし(太鼓演奏)

### 4 入場者数

会場	内容	入場者数(実人員)
小ホール	瑞宝太鼓イベント	270人
アトリウム	パブリックビューイング	136
アトリウム	木村太亮ワークショップ作品展	103
フリースペース	スイーツフェア	465
計		974 (延べ人数)

※重症心身障がいなどの重度障がい者 2人以上参加

## 5 アンケート結果

(1) 回答数 17人

(2) 障がいの有無 ある6人(35%)、ない7人(41%)、不明4人(24%)

(3) 満足度 満足12人(71%)、やや満足5人(29%) ※回答者全員が満足された  
普通 0人、やや不満 0人、不満 0人

### (4) 感想

- ・長いスタンスでの啓蒙活動が大切だと思いますが、必ず心の解放があると思います。

- ・期待以上の感激、たくさんのエネルギーをいただきました。
- ・生命力をいただきました。感動をありがとうございました。



### 3 「NHKハート展」鳥取展の開催

8月13日（水）から8月22日（金）まで、あいサポート・アートとっとりフェスタ「第19回NHKハート展」鳥取展を開催しています。

- 1 会 期 平成26年8月13日（水）～8月22日（金） 9：00～17：00
- 2 場 所 とりぎん文化会館 展示室
- 3 内 容 障がいのある人がつづった詩に託された想いを、アーティストや著名人が「ハート」をモチーフにアート作品で表現した、50組の詩とアートを組み合わせた展覧会です。
- 4 その他 8月13日（水）にオープニングセレモニーを開催しました。



### 4 「パラアートとっとり展」「大会キャラクター友だち作品展」の開催

9月5日（金）から9月21日（日）まで、あいサポート・アートとっとりフェスタ「パラアートとっとり展」「大会キャラクター友だち作品展」を開催します。

- 1 会 期 平成26年9月5日（金）～9月21日（日） 9：00～17：00
- 2 場 所 やまびこ館 特別展示室
- 3 内 容

#### （1）パラアートとっとり展

障がい者の国際美術展「パラアート展」を鳥取県で初めて開催します。アジアやヨーロッパなどの障がいのある人が創作した国際色豊かで感性に満ちあふれた作品の展覧会です。

※作品数：国内20作品、海外30作品

#### （2）大会キャラクター友だち作品展

大会キャラクター「パレットくん」の友達キャラクターのデザインを募集して集まった作品を一堂に展示する作品展です。

※応募数：157点

## 5 「アール・ブリュットシンポジウム」「そこにある美術－アール・ブリュット－展」の開催

9月6日(土)に、あいサポート・アートとっとりフェスタ「アール・ブリュットシンポジウム」を、9月6日(土)から11月3日まで、そこにある美術－アール・ブリュット－展を開催します。

### <アール・ブリュットシンポジウム>

- 1 日時 9月6日(土) 10:30～11:30  
 2 場所 米子市立図書館  
 3 内容 対談「生きる喜びの表現・アール・ブリュット」  
 田口ランディ氏(作家)、井上多枝子氏(本展キュレーター)

### <そこにある美術－アール・ブリュット－展>

#### 1 会期・会場

区分	会期	会場
第1会場・西部巡回展	9月6日(土)～9月28日(日) 10:00～18:00	米子市美術館
第2会場・中部巡回展	10月9日(木)～10月19日(日) 9:00～17:00	倉吉博物館
第3会場・東部巡回展	10月25日(土)～11月3日(月・祝) 9:00～17:00	鳥取県立博物館

- 2 内容 文化や流行、教育などにとらわれず、表現したいという心そのままにつくられた「アールブリュット」の作品展です。

※作品数：作家34人、作品800点以上

## 6 ワークショップの開催状況

障がいのある人もない人も一緒に楽しめるワークショップを県内各地で開催しています。

### 1 実施済み

#### (1) 「音とからだで遊ぼう！」 7/19、とりぎん文化会館

講師：沼田里衣(神戸大学協力研究員、音遊びの会代表：兵庫)

内容：即興演奏などの「音遊び」を通して、障がいのある人とない人が一緒に活動しコミュニティを作り、新たな表現を発見することを目指す。

参加者：52名



#### (2) 「凸凹版画をつくろう！」 7/27、上井公民館(倉吉市)

講師：宮崎みよし(現代美術家・造形家：兵庫)

内容：短時間で気軽に版画体験。ボンド状の溶液を塗っている画用紙に木の工具で模様や風景などを描いて、インクを載せプレス機を回して刷ったら出来上がり。

参加者：31名(重症心身障がい者も参加されていました。)



#### (3) 「楽描 RAKUGAKI」 8/2・8/3、倉吉未来中心

講師：木村太亮(イラストレーター・絵本作家：東京)



内 容：ちぎった色紙を講師と一緒に海のイキモノにしていく。

参加者と一緒につくった作品は、巨大壁画としてアトリウムに展示。

参加者：252名（重症心身障がい者も10名以上参加されていました。）

作品展：完成した壁画を8月6日（水）から8月14日（木）まで倉吉未来中心に展示しました。



巨大壁画（1.2m×9m）

## 2 今後開催

### (1) 「あなたの感じている世界を手ざわりカードで表現してみよう」

日時：8月24日（日）13：00～16：00

場所：米子市福祉保健総合センター

講師：光島貴之（美術家：京都）

内容：人の声や気持ち、日常の出来事を「手ざわりカード」で表現していただく。音や触覚に注目することで、見ることを問い直す「タッチ・アート」ワークショップ。

### (2) 「演劇ワークショップ」（調整中）

日時：9月29日（月）時間未定

場所：鳥の劇場

講師：劇団TBTB（アメリカ）

### (3) 「ダンスワークショップ」（調整中）

日時：10/26（日）～11/1（土）時間未定

場所：とりぎん文化会館ほか

講師：南村千里（ダンサー：イギリス）

## 7 ステージ発表出演者募集終了

1 募集内容 障がいのある方、または障がいのある方を含むグループの皆さんで、ダンス、劇、合唱、演奏など、日頃の活動や練習の成果を披露するステージ発表者を募集しました。（募集期限：平成26年7月31日（木））

### 2 出演募集イベント

#### (1) あいサポートコンサート

日時：平成26年10月4日（土）

場所：米子市公会堂

#### (2) クライマックスイベント

日時：平成26年11月1日（土）～11月2日（日）

場所：とりぎん文化会館

3 応募状況 37件（北海道1、山口県1、鳥取県35）  
※プレ大会の申し込み9件を大幅に超えた

## 8 国際障がい者アート展出品者を募集中

1 募集内容 国内外を問わず、障がいのある方又は、障がいのある方が共同で制作したアート作品で未発表のもの

## 2 募集ジャンル

- (1) 国内 美術部門 絵画、彫刻、立体造形、陶芸、写真、書道、版画、織り、工芸  
文芸部門 詩、短歌、俳句、川柳  
マンガ部門 4コママンガ
- (2) 国外 美術部門 絵画、写真、書道、版画  
マンガ部門 4コママンガ
- 3 表彰 最優秀賞 賞状、楯、賞金10万円  
金賞 賞状、楯、賞金5万円  
銀賞 賞状、楯、賞金3万円  
銅賞 賞状、楯、賞金1万円
- 4 作品披露 国際障がい者アート展  
会期：平成26年10月25日(水)～11月3日(月・祝)  
場所：県立博物館
- 5 募集期間 平成26年8月1日(金)～9月22日(月)
- 6 応募状況 18点(北海道1、群馬1、長野1、京都3、奈良6、山口1、鳥取5)  
(絵画9、彫刻1、写真3、工芸1、詩2、俳句1、マンガ1)(8/18現在)

## 9 「あいサポート・アートとっとりフェスタ」プロジェクトTシャツ完成

「あいサポート・アートとっとりフェスタ」終了後も障がい者アートが地域で継続的に活用され、障がい者の社会参加や就労につながっていくことを目的として、民間企業との連携により障がい者アートを活用した商品開発を行い、販売する取組を進めることとして、この度、「BINGOYA(びんごや)」の協力により、障がいのある方とアーティストが共同でデザインしたTシャツが完成し、そのお披露目を行いました。

- 1 日時 平成26年7月8日(火) 15:30～15:50
- 2 場所 鳥取県庁第2応接室
- 3 完成したTシャツの概要

### (1) デザイン

県内の2人のアーティストと共同制作を行い、計4種類のデザインが完成しました。

#### <池本喜巳(写真家)氏と共同制作したデザイン>

障がい福祉サービス事業所「アトスペースからふる」に所属する3名の方が描いた「音」を連想させる絵と、「子どもの笑顔」を撮った池本さんの写真を組み合わせて「楽しさ」を表現したデザインとなっています。

#### <YASU(ヤス)(エアブラシアーティスト)氏と共同制作したデザイン>

鳥取県立鹿野かちみ園の中本清親氏が描いた「獅子」や「魚」の絵を正面に力強く配置し、それをYASUさんがあいサポート運動のシンボルマークをモチーフにデザインした「ハート」が優しく取り巻くデザインとなっています。

### (2) Tシャツの販売

「BINGOYA」の県内2店舗(鳥取店、米子店)で7月12日(土)から店頭販売を行っている他、あいサポート・アートとっとりフェスタのイベント会場でも販売をしています。

### (3) サイズ等

サイズ：S・M・L・LL

カラー：5色

デザイン：4種類

価格：3,000円(税込)

※売上の一部は、作者が所属する障がい者施設の収入となります。



鳥取県認定こども園に関する条例の改正（幼保連携型認定こども園の認可基準）の  
パブリックコメントの実施結果について

平成26年8月21日  
子育て応援課

1. 実施結果

(1) 募集期間 平成26年7月14日から平成26年7月31日まで

(2) 意見応募件数

ファクシミリ	計
3 (1)	3 (1)

※ 意見の件数。応募者数は、括弧書

2. 主な意見及び対応案

項目	御意見の内容	対応案
職員配置 (配置基準)	<p>・補助事業の1歳児、3歳児の配置基準と同じ配置基準を条例に盛り込むこと。</p> <p style="text-align: center;"> <math display="block">\left[ \begin{array}{l} 1 \text{ 歳児} \quad 6 : 1 \rightarrow 4.5 : 1 \\ 3 \text{ 歳児} \quad 20 : 1 \rightarrow 15 : 1 \end{array} \right]</math> </p> <p>条例案（国基準による） 1歳児 6 : 1、3歳児 20 : 1</p>	<p>○条例に反映しない</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、単県の補助制度により、各施設や市町村がそれぞれの状況に応じて柔軟に職員配置が可能となるようにしている。引き続き、基準は国基準どおりとし、補助制度により職員配置の推進を行う予定である。</li> <li>・なお、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度においては、3歳児に対して職員を15 : 1の配置にした場合には、施設への給付額が加算される予定である。</li> </ul>
職員配置 (1クラスの人数)	<p>・3歳以上児のクラスは、30人以下とすること。</p> <p>条例案（国基準による） 1クラス 35人以下</p>	<p>○条例に反映しない</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・余裕教室がない施設については、学級定員の減に伴う学級数の増により施設整備を行う必要が生じる。</li> <li>・上記の施設整備を行わない場合は、受入可能人数が減少し、施設にとっては減収となる。</li> <li>・既存の幼稚園が認定こども園に移行する場合に、幼稚園基準より厳しい基準となるため、円滑な移行の妨げになる可能性がある。</li> </ul>
調理室	<p>・アレルギー対応やその日の子どもたちの体調への迅速な対応を考えると調理室は必置にすること。</p> <p>条例案（国基準による） 食事を施設内で調理する方法により提供する子どもの数が20人未満である場合にあっては、調理室を設けないことができる。</p>	<p>○条例に反映しない</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定こども園の円滑な移行を推進するため、食事を提供する子どもの数が20人未満の場合は調理室までは求めずに調理設備で可とするものであり、調理員を設置し、自園調理を行うことには変わりはないため、迅速な対応は十分に可能である。</li> </ul>

(参考) 主な基準の比較

区分	新	現行 (保育所認可基準・幼稚園認可基準・認定基準)	
職員配置	<p>・職員配置基準：短時間利用児、長時間利用児に区分せず、次のとおり</p> <p>0歳児 3：1 1～2歳児 6：1 3歳児 20：1 4～5歳児 30：1</p> <p>・各学級（3歳以上の園児 原則35人以下）に専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭を1人以上配置 (職員配置は、各学級の児童数と上記の年齢区分の配置基準とに応じて行われる。)</p> <p>※保育教諭とは、幼稚園教諭免許と保育士資格を併有している者</p> <p>・その他現行と同じ</p>	<p>【短時間利用児】 3歳以上 35：1</p> <p>【長時間利用児】 保育所と同様に1日に8時間程度利用する子ども</p> <p>0歳児 3：1 1～2歳児 6：1 3歳児 20：1 4～5歳児 30：1</p> <p>【3歳以上の短時間利用児と長時間利用児の共通利用時間（4時間程度）】 1学級（原則35人以下）1名</p> <p>(幼稚園認可基準)</p> <p>・各学級に専任の主幹教諭、指導教諭又は教諭を1人以上配置</p> <p>・養護教諭等（主幹養護教諭、養護教諭、養護助教諭）及び事務職員配置の努力義務</p> <p>・教頭又は副園長を配置</p>	
施設設備	園舎	<p>・建物と附属設備は、同一敷地内又は隣接</p> <p>・その他現行と同じ</p>	<p>【満3歳未満児（＝保育所認可基準）】 乳児室（ほふくしない子）（満2歳未満） 1.65㎡/人 ほふく室（ほふくする子）（ " ） 3.3㎡/人 保育室又は遊戯室（満2歳） 1.98㎡/人</p> <p>【満3歳以上児（＝幼稚園認可基準）】 1学級 180㎡ 2学級以上 (320+100×(学級数-2))㎡</p> <p>※園舎面積は、幼稚園・保育所基準の両方を満たすことが原則</p> <p>・子どもの移動時の安全が確保されている場合等には建物と附属設備が同一敷地内又は隣接しなくても可</p>
	保育室又は遊戯室	現行と同じ	保育室又は遊戯室の面積は、原則として満2歳以上の子ども1人につき1.98㎡以上
	園庭	現行と同じ	<p>【満2歳以上児（＝保育所認可基準）】 3.3㎡/人</p> <p>【満3歳以上児（＝幼稚園認可基準）】 2学級以下 (330+30×(学級数-1))㎡ 3学級以上 (400+80×(学級数-3))㎡</p> <p>※幼稚園・保育所基準の両方を満たすことが原則</p>
		【代替地の取扱い】 代替地利用不可（ただし、既存の保育所又は幼稚園が移行する場合は、現行どおり）	【代替地の取扱い】 子どもが安全に利用出来る場合等には、代替地でも可
	調理室	調理室は必置（ただし、食事を提供する園児数が20人未満の場合は、独立した調理室は不要。調理設備で可）	調理室は必置
【外部搬入】 現行と同じ		【外部搬入】 3歳以上児については、一定の要件を満たしている場合に限り可能	
その他	現行と同じ	(幼稚園認可基準) ・飲料水・手洗・足洗設備は必置。 ・放送聴取・映写・水遊び場等は設置努力。	
教育・保育時間	現行と同じ	1日の保育時間は8時間を原則。（＝保育所認可基準） (幼稚園認可基準) ・毎学年の教育週数は39週以上 ・1日の教育時間は、4時間	

# 鳥取砂丘こどもの国レールトレインの脱輪事故について

平成26年8月21日

子育て応援課

7月27日(日)に鳥取砂丘こどもの国において、乗り物遊具「レールトレイン」が脱輪した。

乗客2名と運転手1名の計3名にケガはなかった。

レールトレインは7月29日(火)中に復旧作業が終了し、事故の再発防止対策を行い8月2日(土)に運転を再開した。

## 1 概要

鳥取砂丘こどもの国のレールトレイン(全5列)が、7月27日(日)午後2時30分頃、乗客を乗せた状態で脱輪。乗っていた者(乗客2名 運転手1名 計3名)にケガはなかった。

### (1) 脱輪の状況

先頭2列(機関車部分、操縦車部分)が脱輪(客車は脱輪せず)

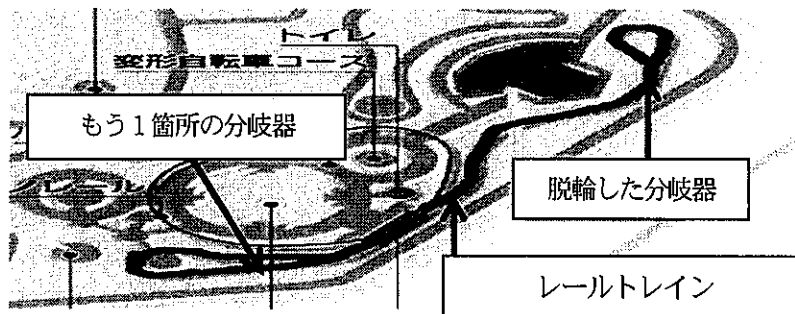
### (2) 脱輪の原因

線路の分岐点において、本来直進しなければならない箇所の切り替え部分(分岐器)が、左折方向に向いていた(当日の朝の点検時にはスムーズに作動していた)。その原因としては、分岐器に塗られたオイルが砂やゴミ等で固まり、分岐器が直進方向に戻る作用を阻害したものと考えられる。

### (3) 脱輪時の園の対応

- ・乗客にケガはなく、代金を返金した。
- ・7月28日(月)8時56分、こどもの国園長から子育て応援課担当者にメールで報告

#### ■レールトレイン路線図



## 2 対応結果

(1) 実地確認 7月28日(月)午後4時から、業者、こどもの国、子育て応援課で現場確認を行った。

(2) 復旧作業 7月29日(火)午前8時から線路の修復及び機関車の線路への復旧作業を行った。

### (3) 安全性の確保策

- ① 監視カメラあるいはセンサー等の設置を検討中(業者において見積作業中)
- ② 分岐器の目視確認: ①の導入までは、係員1名が最後尾に搭乗し、確実に分岐器が元に戻っているか確認することにより安全性を確保
- ③ 運行マニュアルの改訂: 毎朝の試運転に加え、分岐器、ゴミの撤去やバネの圧力の点検等の回数を増やすこととし、始業点検の内容をわかりやすく確実にを行うための点検表の見直し、分岐器のバネの圧力の確認方法、区間毎の運行速度の見直しを追加

### (4) 事故の報告

- ① 県への報告が脱輪の翌日となったことについて、指定管理者である一般財団法人鳥取県観光事業団は各管理施設に対し、緊急時の連絡体制の確認等対応を徹底した。
- ② 全ての指定管理者に対して、行財政改革局から各施設の所管課を通じて、事故時の報告及び公表について迅速な対応を徹底するよう通知する。

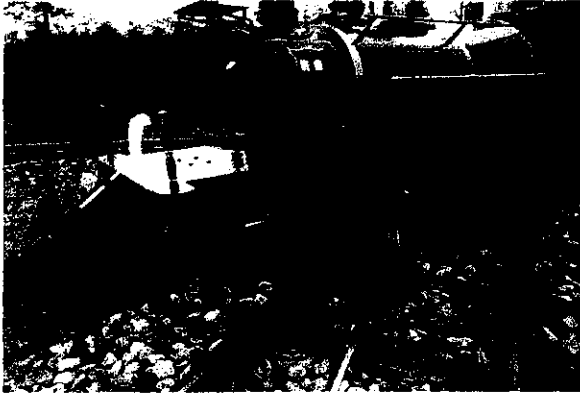
## 3 報道機関への資料提供

資料提供は鳥取砂丘こどもの国が7月30日(水)に行ったが、報道機関への資料提供が遅れたことについては、子育て応援課として危機管理意識の甘さが招いた判断ミスであり、再発防止に努める。



(写真1) 脱輪の状況

■機関車



■炭水車 (操縦車)



機関車と炭水車 (操縦車) は左に進み脱輪、  
客車3列は脱輪せず停止した。

(写真2) 分岐器

■直進方向



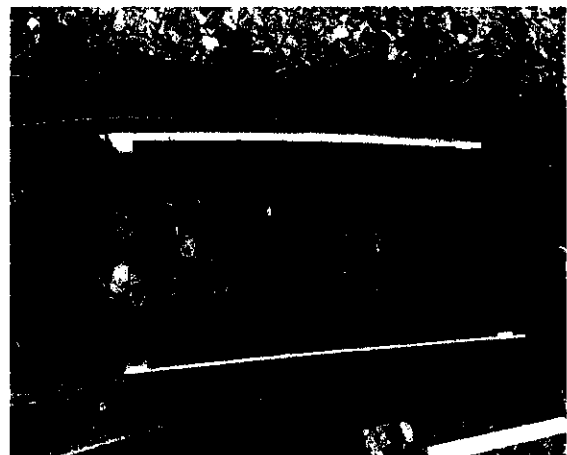
※通常、何の力も加わっていない場合は、分岐器と手前のレールは離れ、分岐器と奥のレールがくっついている状態である。

■左折方向



※事故時は線路に付着した油の混ざったゴミによって、分岐器が奥のレールまで戻らず、その隙間に車輪が入り込み、機関車が左折したと考えられる。

(写真3) 復旧後



目視確認がしやすいよう分岐器を黄色に塗装した。

## 平成25年度鳥取県毒物劇物取扱者試験問題の誤りについて

平成26年8月21日  
医療指導課

平成25年8月20日に実施した鳥取県毒物劇物取扱者試験の出題問題において下記のとおり誤りがあり、当該問題について受験者全員を正解とし再度採点を行ったところ、1名が合格の基準に達することとなったため、当該1名を追加合格としました。

### 記

#### 1. 出題誤りがあった試験科目（試験の種類）

以下の（1）（2）の計2問

- （1）基礎化学（一般、農業用品目、特定品目全ての種類に共通）のうち1問で誤りが判明
- （2）毒物及び劇物の識別及び取扱方法（一般、農業用品目の種類に共通）うち1問で誤りが判明

#### 2. 平成25年度鳥取県毒物劇物取扱者試験の受験合格状況

試験区分	受験者数	合格者数	
		現在	訂正後
一般	13名	2名	2名
農業用品目	32名	1名	2名（1名増）
特定品目	2名	2名	2名

#### 3. 誤りが判明した経緯

- （1）今年度の試験問題の作成にあたり、基礎化学の出題資料提供者（平成25年度試験も同じ者）から指摘を受けたことにより基礎化学に1問誤りがあったことが判明。
- （2）その後、すべての科目について改めて精査をしたところ、毒物及び劇物の識別及び取扱方法において1問誤りを確認。

#### 4. 出題誤りに対する対応

- （1）誤りのあった問題については、受験者全員を正解として、再度採点を実施した。  
その結果、1名が新たに合格となった。
- （2）当該合格者1名についてお詫びを申し上げるとともに、7月22日に合格通知の発送を行った。

#### 5. 原因と再発防止策

##### （1）原因

試験問題作成の際の担当者及び担当係内職員による複数チェックに努めていたが、一部読み落とし・出題の根拠となる資料の誤認等があったもの。

##### （2）再発防止策

問題作成者以外の者が複数で、過去問等を参考に、解答の根拠が明らかな資料等を用いた確認・チェックを徹底し、適正な試験問題作成を実施するものとする。

#### 6. その他

平成24年度実施試験においても、同様に誤りが判明し、追加合格（1名）を行っている。

（参考）試験科目・問題作成者・合格基準

試験区分	試験科目・問題数（各100点満点）				合否基準
	法規	基礎化学	性質・貯蔵 ほか取扱方法	識別及び 取扱方法	
一般	20問	44問	27問	20問	・得点の合計が満点の6割以上 （つまり240点以上） ・ただし、1科目でも得点が4割未 満（40点未満）であれば不合格とする。
農業用品目			25問	21問	
特定品目			24問	19問	

※試験は受験者が施設で取り扱う農薬の品目により、一般・農業用品目・特定品目試験を選択し実施する。

# 「鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例」の一部改正に伴う パブリックコメントの募集について

平成26年8月21日  
医療指導課

## 1 条例改正の目的

本県では平成25年3月に「鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例」を制定し、法律で規制する麻薬や覚せい剤等のほかに、人の健康に悪影響を及ぼすことが科学的に立証されたものを知事指定薬物に指定し規制を行っている。

最近、危険ドラッグの使用により、正常な判断が出来ない状況で車を運転し、重大な交通事故を生じさせる事例が全国で多発し、大きな社会問題となっている。危険ドラッグは、麻薬や覚せい剤と同等かそれ以上に危険な薬物であるにも関わらず、指定薬物の化学構造の一部を変えることで法の規制の網を逃れるような行為が横行し、取締りが極めて困難という状況にある。

県としては、興奮、幻覚、陶酔などの精神作用を及ぼし、健康被害を生じさせる物を製造、販売、使用する行為を規制し、罰則を設けることなどを内容とする条例改正を検討しており、8月22日から9月3日までの期間でパブリックコメントを実施する予定としています。

## 2 条例改正（案）の概要

内容	現行	見直し案
(定義) 規制する薬物の範囲	○他の法律で規制される薬物を除き、興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼし、濫用すると人の健康に被害が生じると認められるものとして知事が指定したもの（知事指定薬物）を規制します。	○他の法律で規制される薬物を除き、興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼし、覚せい剤、麻薬等と同程度の健康被害の生じる物であって、人が摂取し、又は吸入するおそれがあると認められるもの（酒類、たばこ及び医薬品を除く。）を「危険薬物」として規制します。
(指定) 知事指定薬物		○危険薬物が、次のいずれかに該当するときは、知事指定薬物に指定します。 (1) 興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼすと特定されている物。(現行の知事指定薬物に同じ。) (2) 名称、形状、表示内容、販売方法その他の情報から、人が摂取し、又は吸入して健康被害を生ずる危険性が高い物。(興奮、幻覚等を引き起こすという情報をもとに成分が特定されない段階で指定。)
(指定解除) 知事指定薬物の解除		○知事指定薬物のうち、上の(2)の要件で指定されたものについては、製造・販売等を行おうとする者から健康被害が生じないことを証明する書類等を提出して、知事指定薬物の解除の申立てができることとします。

内容	現行	見直し案
(県民運動) 薬物濫用防止の県民運動	○県は県民への情報提供、啓発などにより薬物濫用防止に向けた県民運動を推進します。	○(左に加えて)薬物の取引その他の情報を知事に提供すること等により、薬物の濫用の防止に県民全体で取り組むものとしします。
(禁止) 禁止行為	○知事指定薬物に指定されたものの製造、販売、所持、使用等は禁止されます。	○(知事指定薬物に限らず)危険薬物の製造、販売、所持、使用等は禁止されます。
(罰則) 上記の禁止行為を行った者に対する罰則	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>○製造、栽培、販売、授与等し、<u>その中止等の命令に違反した者</u></p> <p>2年以下の懲役又は 100万円以下の罰金</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○製造、栽培、販売、授与等した者</p> <p>○購入、受領、所持、使用等し、<u>その中止等の命令に違反した者</u></p> <p>1年以下の懲役又は 50万円以下の罰金</p> </div>	同左
(届出) 販売又は購入等の届出義務	/	○危険薬物を販売等した者又は危険薬物を購入等した者には、その内容を知事に届出するよう義務づけ、違反者には罰則を科します。

### 3 県政参画電子アンケートの実施(アンケート結果は別添のとおり)

- (1) 実施期間 平成26年8月1日(金)～8月7日(木)  
(2) 回答者数 372人(対象者数480人、回答率77.5%)

### 4 スケジュール

- (1) 8月22日 パブリックコメントの募集(9月3日まで)  
(2) 8月28日 鳥取県薬物乱用対策推進本部の開催、協議  
(3) 9月17日 鳥取県議会において条例案を上程  
(4) 9月18日 常任委員会においてパブリックコメント結果を報告

## 電子アンケート結果

(回答：372名/480名 回答率77.5%)

(問1) 危険ドラッグの製造、販売、所持、使用などの行為について、社会的に許されるものだと思いますか

- |           |  |            |
|-----------|--|------------|
| 1 許されない   |  | 360人 96.8% |
| 2 許される    | 4人   | 1.1%       |
| 3 よく分からない | 8人   | 2.2%       |

(問2) 問1で選択した回答の理由をお書きください【自由記載欄】

<主な回答> ※「許される」「よく分からない」を選択した方の回答理由

- 「脱法」なので、明確に「違法」なのかイマイチ分かりにくい。
- 危険ドラッグならなぜあらかじめ規制がないのか理解できないです。
- 何が悪いか決められない。
- 使用方法が適切であれば問題がないのかもしれない。

(問3) 危険ドラッグに対する規制を強化すべきだと思いますか

- |             |  |            |
|-------------|--|------------|
| 1 強化すべき     |  | 363人 97.6% |
| 2 強化しなくともよい | 5人   | 1.3%       |

(問4) 法律で規制されていない危険ドラッグを、県の条例で規制する(禁止規定・罰則を設ける)ことについてどう思いますか

- |       |  |            |
|-------|--|------------|
| 1 賛成  |  | 359人 96.5% |
| 2 反対  | 5人   | 1.3%       |
| 3 その他 | 8人   | 2.2%       |

<その他を回答した方の主な意見>

- もっと厳罰にするべきだと思います。それによって事の重大性を感じる事になるのではないかと少ししてやめればいか！と軽く考える若者。どんな物が試してみる。と思っている若者や教師までいるのもっと厳しすぎるほど厳しい方が良いと思う。
- 個人情報のようにいき過ぎるのが恐いので、どちらとも言えない。
- ドラッグの危険性は全国どこも変わらないので、危険指定の判断を国の機関にボトムアップで報告して全国的に規制できる仕組みを作して下さい。

(問5) 現在も条例で知事指定薬物の製造、販売、所持、使用などの行為に関して罰則を設けていますが、危険ドラッグの規制において、条例で罰則を科すことをどう思いますか

- |              |  |            |
|--------------|--|------------|
| 1 罰則を科すべき    |  | 352人 94.6% |
| 2 罰則を科す必要はない | 7人   | 1.9%       |
| 3 よく分からない    | 10人  | 2.7%       |

(問6) 今後の県の危険ドラッグ対策のあり方としてふさわしいと思うものを選択してください

<複数選択可>

- |  |      |       |
|--|------|-------|
| 1 知事指定薬物以外の危険ドラッグも、その製造、販売、所持、使用などの行為を禁止する | 314人 | 84.4% |
| 2 新しく出回った危険ドラッグを速やかに知事指定薬物に指定し取り締まる        | 251人 | 67.5% |
| 3 現在の条例以上に罰則を重くする                          | 185人 | 49.7% |
| 4 危険ドラッグの害悪をもっと啓発する                        | 238人 | 64%   |
| 5 国が取り締まるべき問題であり、県が積極的に対応する問題ではない          | 18人  | 4.8%  |
| 6 その他                                      | 10人  | 2.7%  |

<その他を回答した方の主な意見>

- 後手後手にならないよう、未指定のものも含めて取り締まれるようにすべき。
- 本来は国が一律に取り締まるべきだと思うが、それでは対応が遅くなってしまうので、県が先頭になって取り締まると良いのではと思う。

(問7) 危険ドラッグに対する規制について、御意見があれば記載してください。

<主な意見>

- 積極的に取り締まるべきで、早期に根絶しなければならない。国の対策を待たず必要な施策を講じるべきである。
- 危険ドラッグによって引き起こされる事件が多発している、罪もない被害者がむごい。早急に条例を変えるべき。
- 最近の危険ドラッグによる事件をなぜ規制出来ないのか非常に不思議です。是非、国の動きを県がリードする工夫がこれからも必要ではないでしょうか。
- 軽い気持ちで使ってしまう人も多いのかもしれない。早く対応策をとって一人ひとりが正しい知識を持って、固い意志を持ってNOと言えるようにならないと被害が広まると思います。
- 法で規制されていない以上、“知事指定”は慎重に行われるべきものであると考えます。鳥取県だけが先行してどんどん進めるというよりも、ある程度他県をリードして取り組みの足並みを揃える方が良いでしょう。
- 県が条例により罰則を科すというのは、心情としては大いに賛成なのだが、法律で定まっていないことを自治体の判断で罰するというのは行き過ぎているのではないかと心配する。
- もし自分の子供が興味本位で使ったら・・・とただただこわいです。製造・販売・所持・使用を絶対しないしてほしいです。安全で住みやすい治安の良い鳥取県であってほしいです。

